

企業法務ニューズレター

2020年
4月2日号

新型コロナウイルス対応における独禁法/競争法上の留意点

執筆者: 川合 弘造、角田 龍哉

※本ニューズレターは2020年4月2日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

新型コロナウイルス(以下「COVID-19」という。)が世界中で猛威を振るうなか、企業においても、この非常時を乗り越えるための様々な対応が求められているが、そうした対応にとっても、独禁法/競争法は平時と同じく無縁ではない。もっとも、非常時に独特の考慮が行われることがあり、企業としてはそれらを適切にフォローしながら対応を進めておくことが肝要となる。

例えば、このような緊急時には、例えば医療や国民生活において必要不可欠な物資を、迅速かつ効率的に、また適切な価格(コスト)で、こうした物資を必要とする需要家のもとに届ける必要がある。また、諸外国の工場の稼働が止まったり、サプライチェーンが寸断されたりする中で、日本の生産現場で必要とされる原材料や部品の供給が滞ってしまい、日本の工場の生産活動も稼働が止まってしまうという事態も生じる。このような場合、どのように残された在庫原材料等を適切に需要家である生産現場に配分するのかという問題が生じてくる。

日本においては、非常時における独禁法の解釈適用について、公正取引委員会が東日本大震災に伴う救援物資の配送に関する調整や、緊急対応のための様々な協業に関する相談事例集、Q&A等を公表したことがある(<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/index.html>)。これらの資料や、そこで示された考え方は、COVID-19対応との関連においても、一見すると参加事業者の合計シェアが高い事業者間での協業であっても、緊急の必要性を理由として、どのような仕組みの協業であれば独禁法に抵触しないと言えるのかを把握する上で参考になる。もっとも、今のところ、東日本大震災の際におけるものほどの、一般性・汎用性のある形で独禁法上の考え方が示されているわけではない。

ただ、公正取引委員会が、東日本大震災の際に示した上記考え方を、COVID-19対応との関係でも引用していることに鑑みると(<https://www.jftc.go.jp/oshirase/200227oshirase.html>)、そこで示された考え方は参考にはなるであろう。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

例えば、COVID-19 対応に伴う協業においては、協業を行う期間、対象工事、対象情報等を適切に限定することで不必要な反競争性を生じさせないようにすることや、患者や医療機関の支援等の緊急の必要性・合理性を担保しておくことがポイントになると考えられる。とりわけ、東日本大震災時において公正取引委員会が示した見解を踏まえれば、競争事業者間での物流面での協力体制の確立については、その公益上の必要性は高く、公正取引委員会としても違法と断じる可能性がほぼ無いであろう。また、医療の現場等で必要とされる医療機器・医薬品や、防疫措置のために必要となる物資について、競争事業者であるメーカーや流通業者が共同して、各社の生産現場に近い地域を供給責任を負う地域とするなどして分担したり、相互に融通しあう(ロケーション・スワップ)したりするなどしても、緊急事態への対応と言うことであれば許されることもあり得る。

ただし、緊急時であっても、あくまでも平時において必要となる独禁法上の分析や、仕組み作り(センシティブ情報は交換しない、他のプロジェクトとの間での情報の環流が生じないようにする、一部の競争事業者を差別的に排除しない、公平性を確保する等)を行うことが前提となっているし、こうした措置が短期的・一時的なものであることを相互に確認をしておくことも重要となる。そうした分析や仕組み作りの際に、独禁法/競争法上、緊急の必要性や公益性の観点から、合理の原則で合法と判断される基準が一時的に引き下げられることで、合法とされる領域が広がることはあっても、独禁法/競争法を完全に無視して良いことにはならないのである。

一部の業種(例えば明らかに不足しているマスク等)では、(例えば、国民生活の安全性の確保や防疫上の必要性から)価格と生産の安定のために協力し、一時的にカルテルを結んだり、不当な高値販売を防止するために再販売価格の規制をしたりすることが政府によって認められるかもしれないが、ここまでの緩和には特別な立法が必要になるのではないかとも思われる。

また、公正取引委員会の公表している Q&A 等では、下請法上の留意点にも言及があるとおり、独禁法以外の関連法令にも目配せが必要である。なお、公正取引委員会の公表している Q&A では、雇用条件の調整等については労働関係法令によって対処される領域であって、独禁法上の問題は生じない旨を述べたように読める回答も見られるが、近時の人材と競争政策に関する検討状況に鑑みれば、こうした問題に対しても独禁法上の懸念は提起され得るとの整理を前提に、独禁法上の分析も行うことが穏当であろう。

ところで、米国では、司法省及び連邦取引委員会が共同でステートメントを公表していることも参考になる(<https://www.justice.gov/atr/joint-antitrust-statement-regarding-covid-19>)。そこでは、独禁法上の評価が問題となり得る協業に関する事前相談について、通常は数ヶ月を要するところ、COVID-19 に関連する相談を迅速に回答し、また、評価に必要な全ての情報を受領できることを前提に、公衆安全衛生に対処しつつ当該相談を相談開始から 7 営業日以内に解決する方針を打ち出している(実務的にはこのような相談制度を利用して得られた回答は概ね 1 年間は有効と解されている。なお、こうした特別な相談体制は欧州委員会においても整備が進んでいる(<https://ec.europa.eu/competition/antitrust/coronavirus.html>))。さらに、国家共同研究生産法(National Cooperative Research and Production Act, NCRPA)に基づく共同事業の任意届出についても、迅速に処理する方針を示している(届出が行われた場合、届出対象の共同事業に起因して私訴が提起されて敗訴した場合でも、シャーマン法違反行為の場合の三倍賠償の責任は負わず、実額賠償の責任のみが課されることになる)。

そのうえで、既存のガイドライン等を引用しながら、以下のような例であれば、米国の競争法である反トラスト法に整合的な協業と評価され得る旨を説明している。

- ・ 一般論として、R&D のような効率性を促進する経済活動の統合は、競争促進的な協業の典型例であること。
- ・ 個々の企業のデータ、賃金、生産量又はコストのデータよりも、技術上のノウハウの共有は、協業の競争促進的な目的を達成する上で必要と言い易いこと。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020

- ・ 患者、医療提供者及び購入者に対して有益な情報を提供することにもなる医療提供者による治療ガイドラインの開発（臨床診断において医療提供者を補助するために開発された患者対応の基準等）に対して反トラスト法を執行するものではないこと。
- ・ 調達の効率を向上させ、取引コストを減少させる形態の医療供給者間での共同調達協定の多くは、反トラスト法上の懸念を提起するものではないこと。
- ・ 法令の制定やエンフォースメントに関する政府機関のアクションへの純粋な請願に関する活動である限り、COVID-19 対応の戦略を議論するために私企業の業界団体と政府機関が会合を開くことを含め、反トラスト法は、政府機関が持つ緊急の権限の利用に関する私的なロビー活動を許容していること。

さらに、個人用防護具、医療用品等の共同供給や、COVID-19 関連の製品の生産や流通を促進するための生産、流通、サービスネットワークに関する協業等は、一定の期間に、COVID-19 の影響を受けている患者、消費者、コミュニティー等を支援するために必要な範囲で行われるのであれば、他に利用可能な手段のない、緊急事態に対処するために必要な措置と評価され得る旨にも触れられている。

こうした共同声明の内容は、日本における COVID-19 対策としての民間企業間での協力を巡る独禁法上の評価を考える上でも、非常に参考になるところである。また、米国だけではなく、緊急であったり消費者を保護したりするために必要な取組みに対して、積極的に競争法に基づく介入を行わない旨は、欧州委員会も参画する European Competition Network の共同声明 (https://ec.europa.eu/competition/ecn/202003_joint-statement_ecn_corona-crisis.pdf) や、いくつかの EU 加盟国の競争当局(オランダ等)においても表明されている。

もともと、生産調整、価格・賃金カルテル、市場分割等を行ったり、独占者が市場力を濫用して排除行為を行ったりすることに対しては、躊躇無く反トラスト法を執行していく考えも注記されていることにはやはり留意が必要である。実際、EU 加盟国の競争当局の中には、不必要な共同行為に対する調査開始や、こうした動きへ警鐘を鳴らす動きも見られ始めている(イタリア等)。

なお、米国では、企業結合規制の文脈においても COVID-19 対応の影響が出ており、DOJ 及び FTC は、電子手続による届出を認めつつ、一旦は審査の早期終了の申立制度の運用を停止していた。もともと、FTC は、平時に比べると限定的な運用となるものの、早期終了の申立制度の運用を再開する旨を公表している (<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/03/ftc-resume-processing-hsr-early-termination-requests-march-30>)。日本の公正取引委員会による企業結合規制においても、不測の事態に突如直面することがないように、こうした類いの運用上の変更が生じないかも含めて、公正取引委員会と密に連携をとりながら、企業結合対応を進めることが重要になる。

以上のとおり、企業としては、東日本大震災の際に示された考え方や、米国をはじめとする諸外国の例を参考にしつつ、反競争性を可及的に適切な範囲に限定しつつ、緊急性に應えるための合理性・正当性が担保された範囲での協業としての設計を検討しておくことが必要であろう。また、公正取引委員会の確認を得る協業を検討する必要がある場合、極めて緊急度の高い案件であること等を事前に説明し、米国や EU の例のように、通常よりも早いタイミングでの回答を得られるようにした上で、事前相談を行い、法的な安定性や予測可能性を確保した形で協業を進めることも一つの選択肢となるだろう。



かわい こうぞう
川合 弘造

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k_kawai@jurists.co.jp

1988年弁護士登録。1994年KULループン大学大学院法学部修士(EC法専攻, LL.M.)(magna cum laude)。ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所にて勤務。日本内外の独占禁止法/競争法全般と通商法を専門とするほか、大型の国際訴訟や内外の各種規制当局対応業務を行っている。2006年より2015年まで東京大学法科大学院非常勤講師を務めたほか、政府の各種審議会・研究会等でも委員を務めてきている。



つのだ たつや
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_tsunoda@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、IT/デジタル、プラットフォーム規制や、通商法、会社法、データ保護法等を幅広く担当。近時の著作として、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト1508号)、「Common Ownership をめぐる諸問題-競争法・コーポレート法制の観点から-」『企業法制の将来展望-資本市場制度の改革への提言 -2020年度版』(財経詳報社、2019年)等がある。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020